

学校伝染病と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気のため学校保健安全法の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで学校を休ませて下さい。

なお、医師の治癒証明を記入していただき、登校する日に持参させて下さい。

	病 名	停止期間
第 一 種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る) 痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病 ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA 属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が H5N1であるものに限る)	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律第6条第7項から第9項までに 規定する「新型インフルエンザ等感染症」、 「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の 伝染病とみなす。
第 二 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型 インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼 児にあつては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第 三 種	結核	病状により学校医その他の医師において伝染の恐 れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがない と認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染の恐 れがないと認めるまで

きりとりせん

治癒証明書

大出学園 支援学校 若葉高等学園長 様

氏名 _____

病 名 _____ 月 日 ~ _____ 月 日まで出席停止

伝染病の予防上支障がないと認めますので登校可能と認めます。

医療機関：医師氏名 _____

印 _____